

国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学職員給与規程（16 経教規程第30号）の一部を次のとおり改正する。

現行			改正後			備考
国立大学法人東京農工大学職員給与規程 平成16年4月7日 16 経教規程第30号 第1条 略 第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。			第1条 略 第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。			
給与の種類	給与の計算期間	給与支給日	給与の種類	給与の計算期間	給与支給日	
(1) 俸給 (2) 諸手当 俸給の調整額 管理職手当 初任給調整手当 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 特地勤務手当 特地勤務手当に準ずる 手当	一の月の初日から末日まで	その月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日にあたるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)	(1) 俸給 (2) 諸手当 俸給の調整額 管理職手当 初任給調整手当 扶養手当 地域手当 <u>広域異動手当</u> 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 特地勤務手当 特地勤務手当に準ずる 手当	一の月の初日から末日まで	その月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日にあたるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)	
特殊勤務手当 高所作業手当 山上等作業手当 衛生管理者手当 産業医手当 作業主任者手当 超過勤務手当 休日給 宿日直手当	一の月の初日から末日まで	翌月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日にあたるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)	特殊勤務手当 高所作業手当 山上等作業手当 衛生管理者手当 産業医手当 作業主任者手当 超過勤務手当 休日給	一の月の初日から末日まで	翌月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日にあたるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)	

休日勤務特別手当 管理職員特別勤務手当 入試手当 <u>学位論文審査手当</u>		
期末手当 勤勉手当		6月30日及び12月10日(ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日)

第3条から第6条 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第21条、第33条及び第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、俸給の調整額、これらに対する地域手当の月額、管理職手当、初任給調整手当、特地勤務手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)及び特地勤務手当に準ずる手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの労働時間に5.2を乗じたもので除して得た額とする。

2 略

第8条から第19条 略

(退職者の給与)

第20条 略

2 職員が結核性疾患にかかり、病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、俸給、俸給の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当(以下この条において「俸給等」という。)のそれぞれ100分

宿日直手当 休日勤務特別手当 管理職員特別勤務手当		
期末手当 勤勉手当		6月30日及び12月10日(ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日)
入試手当		別に定める
学位論文審査手当		4月17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日にあたるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)

第3条から第6条 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第21条、第33条及び第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、俸給の調整額、これらに対する地域手当及び広域異動手当の月額、管理職手当、初任給調整手当、特地勤務手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)並びに特地勤務手当に準ずる手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)の月額の合計額を、1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

2 略

第8条から第19条 略

(退職者の給与)

第20条 略

2 職員が結核性疾患にかかり、病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、俸給、俸給の調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当(以下この条において「俸給等」という。)のそれぞれ1

の80を支給することができる。

3から8 略

第21条・第22条 略

(管理職手当)

第23条 略

2 管理職手当の月額、次の表に掲げる適用区分に応じた支給割合を俸給月額に乗じて得た額とする。

適用区分	支給割合
種	100分の25
種	100分の20
種	100分の16
種	100分の12
種	100分の10

00分の80を支給することができる。

3から8 略

第21条・第22条 略

(管理職手当)

第23条 略

2 前項に規定する職員の管理職手当の月額、当該職員に適用される俸給表の別並びに当該職員の属する職務の級及び適用区分に応じ、表(1)及び表(2)の手当額欄に定める額とする。

表(1) 一般職俸給表(一)

職務の級	適用区分	手当額
10級	種	139,300円
	種	130,300円
9級	種	104,200円
	種	117,500円
	種	94,000円
8級	種	82,200円
	種	88,500円
	種	77,400円
7級	種	66,400円
	種	72,700円
	種	62,300円
6級	種	51,900円
	種	69,400円
	種	59,500円
5級	種	49,600円
	種	55,500円
	種	46,300円
4級	種	55,500円
	種	46,300円

表(2) 教育職俸給表

3・4 略

第24条 略

(扶養手当)

第25条 略

2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、扶養手当の月額、同表に定める額の合計額とする。

対象者	手当額
一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	13,000円
二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫	2人までについてはそれぞれ6,000円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円)、その他の扶養親族については1人につき5,000円
三 満60歳以上の父母及び祖父母	
四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
五 重度心身障害者	

3から7 略

職務の区分	適用区分	手当額
5 級	種	133,600円
	種	106,900円
	種	93,500円
	種	80,200円
	種	66,800円
4 級	種	57,300円

3・4 略

第24条 略

(扶養手当)

第25条 略

2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、扶養手当の月額、同表に定める額の合計額とする。

対象者	手当額
一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	13,000円
二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫	1人につき6,000円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円)
三 満60歳以上の父母及び祖父母	
四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
五 重度心身障害者	

3から7 略

(地域手当)

第26条 略

2から5 略

6 地域手当に関し必要な事項は、人事院規則9 - 4 9 (地域手当)その他関係通達等を準用する。

(地域手当)

第26条 略

2から5 略

6 地域手当に関し必要な事項は、別に定めるほか、人事院規則9 - 4 9 (地域手当)その他関係通達等を準用する。

(広域異動手当)

第26条の2 職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき勤務箇所間の距離(異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と勤務箇所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、俸給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。

一 300キロメートル以上 100分の6

二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の3

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域

<p>第27条から第31条 略</p> <p>(特地勤務手当に準ずる手当)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 略</p> <p>第33条から第37条 略</p> <p>(期末手当)</p>	<p>異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。</p> <p>3 第26条第5項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き職員となった者又は異動等に準ずるものとして認められるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務箇所に変更があつたものには、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。</p> <p>4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第26条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則9-121(広域異動手当)その他関係通達等を準用する。</p> <p>第27条から第31条 略</p> <p>(特地勤務手当に準ずる手当)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員のうち第26条の2の規定により広域異動手当(その支給割合が100分の1を超えるものに限る。)を支給される職員の当該特地勤務手当に準ずる手当の月額は、異動等の日の俸給等の合計額に、次の各号に掲げる当該広域異動手当の支給割合の区分に応じ、前項の規定による支給割合からそれぞれ当該各号に定める割合を減じた割合を乗じて得た額(その額が上限額を超えるときは、当該上限額)とする。</p> <p>一 100分の2を超える支給割合 100分の2</p> <p>二 100分の1を超え100分の2以下の支給割合 100分の1</p> <p>第33条から第37条 略</p> <p>(期末手当)</p>	
--	--	--

第38条 略

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条及び次条において同じ。）において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額合計額に、次の表（1）に定める職員にあっては、俸給、俸給の調整額及びこれらに対する地域手当の月額合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）（次の表（2）に定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、その額に俸給月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額）を加算した額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表（3）に定める割合を乗じて得た額とする。

3から5 略

（勤勉手当）

第39条 略

2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、役職段階別加算額（特定幹部職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に前項に掲げる職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の72.5（特定幹部職員にあっては、100分の92.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3・4 略

第38条 略

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条及び次条において同じ。）において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に、次の表（1）に定める職員にあっては、俸給、俸給の調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）（次の表（2）に定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、その額に俸給月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額）を加算した額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表（3）に定める割合を乗じて得た額とする。

3から5 略

（勤勉手当）

第39条 略

2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に、役職段階別加算額（特定幹部職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に前項に掲げる職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の72.5（特定幹部職員にあっては、100分の92.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3・4 略

第40条・第41条 略

(育児休業等の給与)

- 第42条 育児休業等規程に基づき育児休業又は部分休業を取得して勤務しない職員の給与については、次の各号に定めるところによる。
- 一 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
  - 二 育児休業をしている職員のうち、第38条第1項、第39条第1項及び第40条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員については、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当、勤勉手当及び期末特別手当を支給する。
  - 三 部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第21条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第43条・第44条 略

附 則 略

別表第1から別表第4 略

別表第5(第22条関係)

教 職 員	調 整 数
(1) 教授、助教授、又は講師で大学院担当を命じられた者(以下「大学院担当教員」という。)のうち、大学院の学府又は研究科の博士課程後期(前期2年及び後期3年の区分を設ける博士課程にあっては後期3年の課程、この区分を設けない博士課程にあっては、区分を設ける博士課程の後期3年の課程に対応した期間)若しくは岐阜大学大学院連合獣医学研究科(以下「連合獣医学研究科」という。)を担当する者で主任として4人以上(連合獣医学研究科にあっては5人以上)の学生に対する研究指導に従事するもの	3
(2) 大学院担当教官のうち大学院の学府又は研究科若しくは連合	2

第40条・第41条 略

(育児休業等の給与)

- 第42条 育児休業等規程に基づき育児休業又は部分休業を取得して勤務しない職員の給与については、次の各号に定めるところによる。
- 一 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
  - 二 育児休業をしている職員のうち、第38条第1項、第39条第1項及び第40条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員については、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。
  - 三 部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第21条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第43条・第44条 略

附 則 略

別表第1から別表第4 略

別表第5(第22条関係)

職 員	調 整 数
(1) 教授、准教授、講師又は助教で大学院担当を命じられた者(以下「大学院担当教員」という。)のうち、大学院の学府又は研究科の博士課程後期(前期2年及び後期3年の区分を設ける博士課程にあっては後期3年の課程、この区分を設けない博士課程にあっては、区分を設ける博士課程の後期3年の課程に対応した期間)若しくは岐阜大学大学院連合獣医学研究科(以下「連合獣医学研究科」という。)を担当する者で主任として4人以上(連合獣医学研究科にあっては5人以上)の学生に対する研究指導に従事するもの	3
(2) 大学院担当教員のうち大学院の学府又は研究科若しくは連	2

<p>獣医学研究科の博士課程を担当する者((1)に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 大学院担当教員((1)及び(2)に掲げる者を除く。)</p> <p>(4) 大学院の学府又は研究科若しくは連合獣医学研究科に在学する学生の指導に従事する助手で学長が別に定めるもの</p>	1	<p>合獣医学研究科の博士課程を担当する者((1)に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 大学院担当教員((1)及び(2)に掲げる者を除く。)</p> <p>(4) 大学院の学府又は研究科若しくは連合獣医学研究科に在学する学生の指導に従事する<u>助教又は助手</u>で学長が別に定めるもの<u>((1)から(3)までに掲げる者を除く。)</u></p> <p>(5) 学部において直接に講義、演習、実験又は実習の指導を担当する助教で学長が別に定めるもの((1)及び(2)に掲げる者を除く。)</p>	1	0.5																														
別表第6から別表第8 略		別表第6から別表第8 略																																
別表第9(第37条関係)		別表第9(第37条関係)																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>支給額(実働時間が6時間を超える勤務)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">管理職手当</td> <td>種適用者</td> <td>12,000円(18,000円)</td> </tr> <tr> <td>種適用者</td> <td>10,000円(15,000円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">適用職員</td> <td>種適用者</td> <td>8,000円(12,000円)</td> </tr> <tr> <td>種適用者</td> <td>6,000円(9,000円)</td> </tr> <tr> <td>種適用者</td> <td>4,000円(6,000円)</td> </tr> </tbody> </table>	区	分	支給額(実働時間が6時間を超える勤務)	管理職手当	種適用者	12,000円(18,000円)	種適用者	10,000円(15,000円)	適用職員	種適用者	8,000円(12,000円)	種適用者	6,000円(9,000円)	種適用者	4,000円(6,000円)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>支給額(実働時間が6時間を超える勤務)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">管理職手当</td> <td>種適用者</td> <td>12,000円(18,000円)</td> </tr> <tr> <td>種適用者</td> <td>10,000円(15,000円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">適用職員</td> <td>種適用者</td> <td>8,500円(12,750円)</td> </tr> <tr> <td>種適用者</td> <td>7,000円(10,500円)</td> </tr> <tr> <td>種適用者</td> <td>6,000円(9,000円)</td> </tr> </tbody> </table>	区	分	支給額(実働時間が6時間を超える勤務)	管理職手当	種適用者	12,000円(18,000円)	種適用者	10,000円(15,000円)	適用職員	種適用者	8,500円(12,750円)	種適用者	7,000円(10,500円)	種適用者	6,000円(9,000円)		
区	分	支給額(実働時間が6時間を超える勤務)																																
管理職手当	種適用者	12,000円(18,000円)																																
	種適用者	10,000円(15,000円)																																
適用職員	種適用者	8,000円(12,000円)																																
	種適用者	6,000円(9,000円)																																
	種適用者	4,000円(6,000円)																																
区	分	支給額(実働時間が6時間を超える勤務)																																
管理職手当	種適用者	12,000円(18,000円)																																
	種適用者	10,000円(15,000円)																																
適用職員	種適用者	8,500円(12,750円)																																
	種適用者	7,000円(10,500円)																																
	種適用者	6,000円(9,000円)																																

附 則(19経規程第12号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成19年4月1日から施行する

(管理職手当に関する経過措置)

第2条 国立大学法人東京農工大学職員給与規程(以下「規程」という。)

第23条の規定により管理職手当を支給される職員のうち、この規程による改正後の国立大学法人東京農工大学職員給与規程第23条の規定による管理職手当が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

- 一 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- 二 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- 三 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- 四 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

第3条 前条に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- 一 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた俸給表と同一の俸給表の適用を受ける職員（以下「同一俸給表適用職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、同一適用区分職員（同日において占めていた国立大学法人東京農工大学管理職手当支給細則第2条の表（以下「細則第2条の表」という。）の適用区分欄に掲げる区分（以下「旧区分」という。）に対応する同表に掲げる職務区分を占める職員をいう。第3号において同じ。） 同日にその者が受けていた管理職手当額
- 二 同一俸給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分相当職員（旧区分より低い区分に相当する区分に対応する細則第2条の表に掲げる職務区分を占める職員をいう。第四号において同じ。） 同日に当該旧区分より低い区分に相当する区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
- 三 同一俸給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、同一適用区分職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当
- 四 同一俸給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
- 五 施行日以後に俸給表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当額
- 六 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に規程第26条第5項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き採用された職員 前各号の規定に準ずる額  
（平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）

第4条 平成20年3月31日までの間においては、この規程による改正後の国立大学法人東京農工大学職員給与規程（以下「新規程」という。）第26条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

第5条 新規程第26条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。